

独立行政法人国際観光振興機構契約監視委員会平成27年度(第2回)議事概要

開催日	平成28年2月5日(金)	
場所	独立行政法人国際観光振興機構本部会議室	
出席委員氏名	委員長 久松 完 (国際観光振興機構監事)	
	委員 今井 和男 (弁護士)	
	委員 杉本 賢司 (公認会計士、税理士)	
	委員 西村 幸夫 (東京大学教授)	
	委員 廻 洋子 (淑徳大学教授)	
	委員 大塚 美智子 (国際観光振興機構監事)	
審査対象期間	平成27年4月1日 ~ 平成27年9月30日	
抽出案件	3 件	(備考) 契約件名: 契約相手方: (別紙のとおり) 契約金額: 契約締結日:
(内訳)		
一般競争入札	1 件	
指名競争入札	0 件	
随意契約	2 件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	(別紙のとおり)	(別紙のとおり)
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	(別紙のとおり)	
議題1. 契約監視委員会設置規程の一部改正について (報告)		
別紙のとおり		
議題2. 訪日外国人旅行者数及び平成28年度予算について (参考)		
別紙のとおり		
議題3. 平成27年4月1日から平成27年9月30日までの契約状況等について		
別紙のとおり		
議題4. 公益法人に対する支出の点検・見直しについて		
別紙のとおり		
議題5. 平成27年度調達等合理化計画における取組状況について (参考)		
別紙のとおり		

議題1. 契約監視委員会設置規程の一部改正について

報告内容	<p>・「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を受け、第3期中期計画を変更するとともに、契約監視委員会設置規程の設置根拠、委員会事務、及び委員等に係る定めの一部を改正したことについて報告。</p>	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	<p>・ 特になし</p>	<p>—</p>
委員会による意見の具申又は勧告の内容	<p>・ 特になし</p>	

議題2. 訪日外国人旅行者数及び平成28年度予算について

報告内容	<p>・1973.7万人を記録した2015年訪日外国人旅行者数の推移や、平成28年度運営費交付金予算等について報告。</p>	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	<p>・ 特になし</p>	<p>—</p>
委員会による意見の具申又は勧告の内容	<p>・ 特になし</p>	

議題3. 平成27年4月1日から平成27年9月30日までの契約状況等について【契約状況全般】		
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	・ 特になし	—
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・ 特になし	

【抽出事案1】一般競争入札		
契約件名：平成27年度海外有力メディア・旅行会社招請のための手配業務(単価契約)	契約相手方：株式会社日本旅行	
契約金額：23,274,000円	契約締結日：平成27年4月1日	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>①見積書は2者から取得したとのことだが、もう一者はなぜ応札していないのか。その理由は確認したか。</p> <p>②当初予算で年度初めに契約をしているが、公告を行った時期はいつか。</p> <p>→ 年度末の忙しい時期に公告することで参加できないということもあるのでは。</p> <p>③事業者にとって、手配するのに手間がかかる割には、それほど利益につながらないのではないか、と感じる。</p>	<p>①問い合わせはしたが、回答は得られていない。</p> <p>②3月半ばに公告している。</p> <p>→ メディアからの支援要請に年度初めから対応できるように4月1日付の契約を目指して公告を行った。年度末にかけて補正予算の案件の大量の公告を出したのは事実であり、それ故に対応が難しかったという声が事業者から挙がったのも事実である。公告を早めれば集中を避けられるということもあり得るが、国会の予算の審議との兼ね合いを見て、時期を決定する必要がある。</p>
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・ 特になし。	

【抽出事案2】随意契約(企画競争方式)		
契約件名: 米国における広告宣伝及び旅行会社等との共同プロモーション等実施事業		契約相手方: Project M, Inc
65,650,000円/67,450,000円(変更契約後)		契約締結日: 平成27年8月27日(原契約)、平成27年9月15日(変更契約)
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	<p>①注目度が高いだけに、今後、外部(関係官庁)から急な契約変更依頼が発生するということはあるのではないか。その場合、関係官庁から依頼があれば受けざるを得ないということはあるのではないか。</p> <p>→ 依頼がある度に契約変更をするということになると、問題であるが、今回のケースは契約変更を行う必要があるほど重要であったのか。</p> <p>②事業者に対し、当初は低額で契約しても、契約変更をすれば増額できるという期待を持たせてはいけない。杓子定規な対応をするのもよくないが、予見可能性についての点検も重要である。</p>	<p>①観光庁等の政策的な判断に基づき、訪日プロモーション事業の実施主体のJNTOとして、契約変更を行うか判断している。</p> <p>→ 変更契約を締結しなければならない重要案件であったと認識している。</p>
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・特になし。	

【抽出事案3】随意契約(企画競争方式)	
契約件名:地域経済活性化に資する放送コンテンツ等海外展開支援事業	契約相手方:株式会社アサツーディ・ケイ
契約金額:283,994,800円	契約締結日:平成27年9月24日
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p style="text-align: center;">意見・質問</p> <p>①他の業者も応募しやすい競争性を担保できていたのか。金額が大きい案件であるのに、一社応募であったため、公平性のある設定であったのか疑問である。</p> <p>②平成26年度補正予算であるが、なぜ9月という遅い時期の契約締結となったのか。</p> <p>③補正予算の規模が非常に大きく、公示の時期が年度末に集中するが、受注者も年度末には他の案件も重なり、対応することが難しい。これまでもこのような形の予算となっていたのか。</p> <p>→ 広告業者にとって3月はピークであり、利益率の低いことはやりたがらない傾向もある。一般的に、今回のようなクリエイティブ事業より、メディア関連事業のほうが利益率も高いため、一社応募になった可能性もある。</p> <p>④契約は9月だが、納期はどうなっていたか。</p> <p>→ 半年という短い期間での業務となることも、一社応募の原因の一つであると考えられる。</p> <p>⑤一者応募の問題よりも重要なのは、その一者が実施した事業内容である。フッテージや映像が効果的な日本のプロモーションにとなっているかどうか、成果をしっかりとチェックして、一者だから手抜きでやるということをさせないということが重要である。</p>
	<p style="text-align: center;">回答</p> <p>①参加要件になっているのは他の案件同様、競争参加資格であり、他の要件を追加はしておらず、事業内容でも特段難しい条件は提示していない。談合についても認識していない。30社以上が企画競争説明書を取りに来たが、どの会社を取りに来たかは内部情報として取り扱っており、質問があった際も、どこの企業が質問をしたかについては伏せつつ、公平に回答している。談合を助長するようなことはしていない。一者応募になった案件についてはすべて、なぜ参加しなかったか問い合わせをしている。説明書を取りに来たものの、金額が大きすぎて対応できない、他の案件があって応募する時間がなかったという回答があった。</p> <p>②補正であり、なるべく早く執行することが原則だが、通常の事業と違い、本件は4省庁と連携による事業であったため、調整をするのに時間がかかり、7月に公示、9月に契約締結となった。</p> <p>③これほど多額の補正予算がついたのは平成26年度補正予算からであり、JNTOが執行機関化されたタイミングでこれだけ多くの予算がたまたまつくことになった。補正予算が大きいために、2月、3月に公告が集中することになったが、来年以降は補正予算の状況による。</p> <p>④今年度末を納期としている。</p>
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・特になし。

議題4. 「公益法人に対する支出の点検・見直し」について	
契約監視委員会において審議することとなった経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年6月に政府行政改革実行本部より各府省に対し、公益法人に対する支出の公表・点検方針が示された。 ・この中で、各府省は、所管する独立行政法人に対して、独立行政法人から公益法人に対する支出(契約に基づくもの、基かないもの)についても毎年度点検、見直しを行うように求められた。 ・このため、国土交通省より当機構に対して、公益法人に対する支出について点検・見直しを行うよう求められた。 ・この要請の中で、前年度において同一又は類似の内容で同一府省から支出されているものの点検・見直しの方法として、「契約監視委員会」による審議を求められたもの。
審議における観点	<ul style="list-style-type: none"> ①支出そのものについての必要性があるか。 ②支出が必要であっても、競争性を高めるなどにより効率的・効果的な支出とできないか。
契約件名:平成27年度「台湾訪日旅行マーケティング事業」	契約相手方:公益財団法人交流協会
契約金額:9,603,461円	契約締結日:平成27年4月1日
審議概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし

議題5. 平成27年度調達等合理化計画における取組状況について		
報告内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、「現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する」とされたことに基づき、各法人が公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進できるよう、制定するものである。 ・独立行政法人が、その政策実施機能を最大限発揮するためには、調達に関する内部統制システム(ガバナンス)を確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する必要がある。こうした取組は、各法人が、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものである。 ・このため、各法人がPDCAサイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとなった。 ・平成27年5月25日付総務大臣決定の「独立行政法人における調達等合理化の取り組みの推進について」において、「契約監視委員会は、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行う」とあるため、点検機会は年度終了後の次回以降の同会となるが、現時点での取組状況を報告。 	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし 	—
委員会による意見の具申又は勧告の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし 	